

## おめでとうございます 秋の叙勲・県功労者表彰

### 秋の叙勲

**瑞宝双光章**  
[地方自治功勞]



**林 義夫さん**  
(下久屋町)

元沼田市副市長

昭和35年に本市に奉職、以来市職員として収入役、助役を歴任した後、平成19年4月に副市長に就任。54年間もの長きにわたり、市政発展に尽力されました。

「長期にわたり沼田市に奉職させていただき、この間、多くの市民の皆さま、そして良き上司や同僚の心温かいご指導とご支援のおかげで本日を迎えました。衷心より感謝申し上げます。ありがとうございました」

**瑞宝単光章**  
[防衛功勞]



**富岡 茂さん**  
(利根町園原)

元3等陸尉

昭和48年3月に、陸上自衛隊員として相馬原駐屯地に入隊。平成20年に退職されるまで、長きにわたり国防衛業務に尽力されました。

「厳しい訓練を重ねてきましたが、それを乗り越えてきたことが最高の思い出です。受章は、共に活動してきた仲間や周りにいる全ての方々のおかげ。皆さんに感謝の気持ちでいっぱいです」

### 県功労者表彰

【地方自治】 **星野 佐善太さん** (下川田町)  
沼田市市議

【スポーツ】 **望月 豊司さん** (柳町)  
元県ウエイトリフティング協会理事長

## 第17回 柳波賞入賞作品決定

問い合わせ 社会教育課社会教育係 ☎内線3334

本市の名誉市民で、童謡作詞家の林柳波が残した功績を永く顕彰するため、平成11年度に創設された柳波賞の第17回入賞作品が決定しました。

今年も全国から童謡詩を募集したところ、1415点もの応募がありました。  
審査を詩人の高階杞一さん、詩人の岡田芳保さん、女優の黒木瞳さん、特別審査員の横山市長の4人により厳正に行った結果、柳波賞には埼玉県児玉郡の金井勉さんが選ばれました。  
※入賞者の表彰式は2月7日(日)開催、生涯学習フェスティバルの閉会セレモニーで行います

### 柳波賞受賞作品「もずよ」 金井勉

りんごの 小枝の先に 蛙の干物が ゆれている もずが忘れた はやにえか 風が吹くたび ひかってる	ごらんよ もうじき春だ りんごの蕾が うごきだす もずよ 急いで食べないと 風に さらわれ なくなるぞ
---	--

もずよ もうすぐ  
りんご畑は 花の波



- ◆入賞者
- 一般の部 応募673点
  - 優秀賞 「とかげのしっぽ」 飛田泉(愛知県名古屋市長)
  - 佳作 ▼「ちえちゃんのおひっこし」ペンネーム桜木さき(千葉県習志野市) ▼「贈りもの」大沼猛光(東京都板橋区) ▼「霜の朝」江原好一(埼玉県秩父郡) ▼「かくれんぼ」後藤順(岐阜県岐阜市) ▼「四季のなごり」稲岡俊一(東京都練馬区)
  - 小中学生の部 応募742点
  - 優秀賞 「うちのマル」星野香乃子(利根町西小学校)
  - 佳作 ▼「せんこう花火」武井光輝(利根町東小学校) ▼「おんぷ」林美滯(沼田南中学校) ▼「家のねことうさぎ」市村煌季(薄根小学校) ▼「春」田村貫太(沼田南中学校) ▼「めだかフアミリーのゆめ」林奏多(沼田北小学校) ▼「芝刈り」南雲伶(沼田東中学校) ▼「カメ」新井隆世(沼田東中学校) ▼「怒りのパワー」井上愛理(利根町東小学校)

### 大河ドラマ「真田丸」放送目前 歴史リレー講演会

大河ドラマ「真田丸」の時代考証を担当している丸島和洋さんを講師に招いて、歴史講演会を開催します。

とき 12月19日(土)午後2時  
ところ 白沢支所3階多目的ホール  
演題 真田氏と上州-沼田領をめぐる北条氏との争い-  
講師 丸島和洋さん  
定員 300人(当日先着順)  
参加費 無料  
問い合わせ 観光交流課観光推進係 ☎内線3246へ



群馬県 沼田市

### マイナンバー制度に便乗した 不審な電話などにご注意を



こんな電話があったら家族や警察に相談しましょう。

- マイナンバーにお金が必要
- あなたのマイナンバーが流出している。登録を抹消するにはお金が必要
- マイナンバー制度のアンケートとして、家族構成や年金受給者かを教えてほしい
- マイナンバー制度が始まるとあなたの貯金が分かってしまうので、金を隠し財産にしないか
- マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、振り込み先の口座番号を教えてください

※市役所からこのような電話をすることはありません  
※不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください  
問い合わせ 市民課市民戸籍係 ☎内線3124へ

## 税務署からお知らせ 問い合わせ 沼田税務署 ☎2131

### 所得税の確定申告をされる全ての人へ

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。  
平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告や納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。

### 公的年金等を受給されている人へ

#### ～確定申告不要制度のお知らせ～

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

#### 《注意》

- 次の場合は、申告が必要となります。
- 1 所得税の還付を受ける場合や確定申告の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受けるとき
  - 2 平成27年分以後、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている人

所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります

